

17. その他資料（選挙啓発関連資料、選挙公報）



○ 市役所 大看板



○ 花時計



○ フラワーロード バナー



○ 三宮駅前歩道橋 横断幕



○ 三宮そごうビル壁面 懸垂幕



○ 市バス停留所 のぼり



○ 市営地下鉄 駅改札機 ステッカー



○ 市営地下鉄 車内吊広告



○ ミント神戸 電光掲示板



○ さんちか ペナント



○ さんちか アドウィンドー



○ 自動車による啓発パトロール



○ 街頭啓発パレード（出発式）



○ 街頭啓発パレード



○ 街頭啓発パレード（着ぐるみ隊）



○ 啓発資材



○ ポスター掲示場



○ 投票風景

選挙のお知らせ

平成21年10月発行／神戸市選挙管理委員会

神戸市長選挙 灘区市会議員補欠選挙

投票日 **10月25日(日)** 午前7時～午後8時
そろって投票しましょう



平成21年度明るい選挙を進めるポスターコンクール
特選 東落合中学校3年 瀬川 空 さんの作品

－ 灘区市会議員補欠選挙の投票ができる人 －

次のいずれかに該当する人です。(神戸市外に住所を移した人を除く。)

- (1)平成元年9月2日までに生まれた人で、平成21年6月1日までに神戸市内に住民登録し、平成21年9月28日現在、神戸市灘区の住民基本台帳に記録されている人。
- (2)平成元年10月26日までに生まれた人で、平成21年7月10日までに神戸市内に住民登録し、平成21年10月10日現在、神戸市灘区の住民基本台帳に記録されている人(上記(1)に該当する人を除く。)
- (3)平成元年10月26日までに生まれた人で、平成21年7月11日から7月15日までの間に神戸市内に住民登録し、平成21年10月15日現在、神戸市灘区の住民基本台帳に記録されている人。

※市会議員補欠選挙の投票ができる人は市長選挙の投票もできます。

◇北区の選挙人名簿に登録されている人⇒北区役所のほか、北神出張所や連絡所(山田、有馬、道場、八多、大沢、長尾、淡河)でも投票できます。

◇須磨区の選挙人名簿に登録されている人⇒須磨区役所のほか、北須磨支所でも投票できます。

◇西区の選挙人名簿に登録されている人⇒西区役所のほか、西神中央出張所や連絡所(伊川谷、押部谷、神出、岩岡、櫛谷、平野)でも投票できます。

※投票の際には ①宣誓書への記入が必要です。(印鑑は不要。)

②「投票のご案内」が届いていましたら、お持ちください。(なくても投票できます。)

●受付期間・時間は

◇期間 ⇒ ①市長選挙は、10月12日(月)～10月24日(土)

②灘区市会議員補欠選挙は、10月17日(土)～10月24日(土)

※期間中の土曜、日曜、祝日も受け付けています。

◇時間 ⇒ 午前8時30分～午後8時(※北区、西区の連絡所は午前9時～午後5時)

◆神戸市で投票できる人は

- 平成元年10月26日までに生まれた人で、今年の7月10日までに神戸市の住民基本台帳に記録され、引き続き市内に居住している人です。

※灘区市会議員補欠選挙は左下表参照

◆投票所は

- 「投票のご案内」を告示日(10月11日)以降、世帯ごとに封書でお送りしますので、ご自分の個票を確認のうえ、記載の投票所にご持参ください。

※なくしたり、忘れても投票できますので、投票所でお申出ください。

- 市内で住所を移した人(選挙人名簿に登録されている人)の投票所は、次のとおりです。

①今年の9月28日までに「市内転入届」を出した人
⇒新しい住所地の投票所

②今年の9月29日以降に「市内転入届」を出した人
⇒もとの住所地の投票所

- 今回の選挙で投票所が変更になる地域があります。
⇒裏面に記載の地域です。

- ご家族の「投票のご案内」を間違えてお持ちになる場合などがありますので、投票所では、本人確認のため、お誕生日(〇月生まれ)をお尋ねしています。

◆期日前投票は

選挙期日(10月25日)に、仕事やレジャーなどの予定のある人は、「期日前投票」をご利用ください。

- 受付場所は ⇒ 選挙人名簿に登録されている区の区役所等の期日前投票所にお越しください。

◆不在者投票は

- 旅行や出張などで、選挙期日（10月25日）の投票も期日前投票もできない人は
 - ◇事前に手続きをすれば滞在先の選挙管理委員会で不在者投票ができます。手続きの概略は、次のとおりです。
 - ①区の選挙管理委員会へ「投票用紙等請求書兼宣誓書」の交付を請求してください。（神戸市選挙管理委員会のホームページで書式のダウンロードもできます。⇒<http://www.city.kobe.lg.jp/information/senkyo/index.html>）
 - ②「投票用紙等請求書兼宣誓書」に必要事項を記入のうえ、選挙人名簿に登録されている区の選挙管理委員会あてに郵送してください。（※FAXや電子メールでは請求できません。）
 - ③選挙管理委員会から、投票用紙や「不在者投票証明書」（封筒に入っています。）等を滞在先にお送りします。
 - ④お手元に投票用紙等が届きましたら、滞在地の市区町村の選挙管理委員会に出向いて、不在者投票を行ってください。
 - ※不在者投票証明書の入った封筒は、ご自身で絶対に開封しないでください。（開封すると投票できません）
 - ※自宅等で、投票用紙にあらかじめ候補者の氏名等を記入しないでください。
 - ◇投票済みの不在者投票は、投票日当日の午後8時までに投票所に届く必要がありますので、お早めに手続きをしてください。
- 病院や老人ホーム等に入院・入所中の人は
 - ◇都道府県の選挙管理委員会が指定した病院・老人ホーム等に入院・入所中であれば、その施設内において不在者投票ができます。各施設で、ご確認ください。
- 身体障害者手帳、戦傷病者手帳又は介護保険の被保険者証をお持ちの人は
 - ◇次の①～③の表に該当する人は、事前に申請を行うことで、自宅等で「郵便等による不在者投票」ができます。

①身体障害者手帳をお持ちの人（○印は該当者）

障害名	障害の等級		
	1級	2級	3級
両下肢、体幹、移動機能の障害	○	○	○
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	○	—	○
免疫の障害	○	○	○

◇左記の①～③に該当する人のうち、上肢又は視力の障害が1級などの人は、選挙管理委員会に届け出た人（選挙権を有する人に限ります。）が、本人に代わって投票に関する記載をする「代理記載制度」があります。

②戦傷病者手帳をお持ちの人（○印は該当者）

障害名	障害の等級			
	特別項症	第1項症	第2項症	第3項症
両下肢、体幹の障害	○	○	○	○
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	○	○	○	○

◇いずれも、あらかじめ「郵便等投票証明書」を取り寄せておく必要がありますので、選挙人名簿に登録されている区の選挙管理委員会にお問い合わせください。

③介護保険の被保険者証（※資格者証ではありません。）をお持ちの人

被保険者の要介護状態区分	要介護5
--------------	------

◇すでに「郵便等投票証明書」をお持ちの人は、10月21日（水）までに、当該証明書を添えて、登録されている区の選挙管理委員会に投票用紙等をご請求ください。

※詳しくは、下記の選挙管理委員会までお問い合わせください。

◆点字投票・代理投票

目の不自由な人には「点字投票」、目や手が不自由で字を書くことができない人には投票所の係員が代筆する「代理投票」の制度があります。投票所の係員にお申出ください。

なお、点字投票・代理投票は、期日前投票や不在者投票（※郵便等による不在者投票は除きます。）でも行うことができます。

◆投票所が変更になった地域

区	投票所が変更になった地域	新しい投票所
中央区	神若通1・2丁目、国香通1・2丁目、熊内橋通1～7丁目、旗塚通1～7丁目	葺合文化センター別館（1階）
兵庫区	菊水町10丁目（12番地の一部、38・39番地を除く）、湊川町10丁目	菊水西住宅集会所（1階）菊水町10丁目37番地の1
須磨区	清水台	アルテピアⅡ番街集会所（清水台1番地の18）
垂水区	星が丘3丁目（1番10～16・58～88号・7番28～36号を除く）、星陵台4丁目	星陵台めぐみ幼稚園（星陵台4丁目2番）

◆投票場所が変更になったところ

須磨区の西須磨幼稚園は投票場所が1階から新運動場の仮設投票所に変更になりました。

— 投開票速報等の実施について —

10月25日（日）は、神戸市選挙管理委員会のホームページで、神戸市長選挙・灘区市議会議員補欠選挙の投開票速報を行います。下記のアドレスからアクセスしてください。

●神戸市 <http://www.city.kobe.lg.jp>

●神戸市選挙管理委員会 <http://www.city.kobe.lg.jp/information/senkyo/index.html>

10月13日（火）から、毎日午前10時頃に前日の期日前投票の投票者数の速報も掲示しています。

※お問い合わせは下記の選挙管理委員会へ

東灘区選挙管理委員会 TEL 078-841-4131（代）

灘区選挙管理委員会 TEL 078-843-7001（代）

中央区選挙管理委員会 TEL 078-232-4411（代）

兵庫区選挙管理委員会 TEL 078-511-2111（代）

北区選挙管理委員会 TEL 078-593-1111（代）

長田区選挙管理委員会 TEL 078-579-2311（代）

須磨区選挙管理委員会 TEL 078-731-4341（代）

同（北須磨支所） TEL 078-793-1212（代）

垂水区選挙管理委員会 TEL 078-708-5151（代）

西区選挙管理委員会 TEL 078-929-0001（代）

神戸市選挙管理委員会 TEL 078-322-5815（直）



21年度 明るい選挙をすすめるポスターコンクール 特選
兵庫工業高校2年 岩崎 明弥さんの作品

灘区市会議員補欠選挙の投票ができる人

次の①~③のいずれかに該当する人です。

- ①平成元年9月2日までに生まれ、21年6月1日までに神戸市内に住民登録し、引き続き市内にお住まいで、9月28日現在、灘区の住民基本台帳に記録されている人
- ②平成元年10月26日までに生まれ、21年7月10日までに神戸市内に住民登録し、引き続き市内にお住まいで、10月10日現在、灘区の住民基本台帳に記録されている人(①を除く)
- ③平成元年10月26日までに生まれ、21年7月11~15日に神戸市内に住民登録し、引き続き市内にお住まいで、10月15日現在、灘区の住民基本台帳に記録されている人

※市会議員補欠選挙の投票ができる人は、市長選挙の投票もできます

問い合わせ先

市選挙管理委員会	☎322-5815	FAX 322-6150
区選挙管理委員会	東灘区	☎841-4131 FAX 841-5553
	灘区	☎843-7001 FAX 843-7011
	中央区	☎232-4411 FAX 222-6825
	兵庫区	☎511-2111 FAX 511-6496
	北区	☎593-1111 FAX 593-6232
	長田区	☎579-2311 FAX 579-2335
	須磨区	☎731-4341 FAX 731-4362
	北須磨支所	☎793-1212 FAX 795-4536
垂水区	☎708-5151 FAX 708-5106	
西区	☎929-0001 FAX 929-0085	

神戸市長選挙

灘区市会議員補欠選挙

10月25日(日) 午前7時~午後8時

そろそろ投票しましよ!

投票できる人

平成元年十月二十六日までに生まれ、二十一年七月十日までに神戸市の住民基本台帳に記録され、引き続き市内にお住まいの人です。
※市会議員補欠選挙は左下参照

当日の投票所

十月十一日以降に「投票のご案内」を世帯ごとに送付します。なくしたり、忘れたりしても投票できますので、投票所で申し出てください。

また、市内(区内)で住所を移した人の投票所は次のとおりです。
▽九月二十八日までに

期日前投票

「市内転入届」を出した人は、新しい住所地の投票所
▽九月二十九日以降に「市内転入届」を出した人は、元の住所地の投票所
※投票所では、本人確認のため誕生日を尋ねていきます

選挙期日(十月二十五日)に仕事やレジャー・買い物などの予定がある人は、「期日前投票」ができます。なお、印鑑は不要ですが、宣誓書への記入が必要です。

選挙人名簿に登録されている区役所・支所・出

不在者投票

張所・連絡所
【期間】
▽市長選挙は、十月十二日から二十四日まで
▽市会議員補欠選挙は、十月十七日から二十四日まで
※土・日曜、祝日も受け付けています
【時間】
午前八時三十分から午後八時まで。ただし、北・西区の連絡所は午前九時から午後五時まで

▼旅行や出張で選挙期日の投票も期日前投票もできない人
事前手続きをすれば、旅行先などの滞在地の選挙管理委員会で「不在者投票」の対象になる人のうち、上肢や視覚

に重度の障害がある人には、「代理記載制度」があります。
投票用紙は、十月三十一日までに「郵便等投票証明書」を添えて、選挙人名簿に登録されている区の選挙管理委員会に請求してください。

点字投票と代理投票

目の不自由な人には「点字投票」、目や手が不自由などで字を書くことができない人には、投票所の係員が代筆する「代理投票」の制度があります。投票の際、係員に申し出てください。

なお、点字投票・代理投票は、期日前投票や不在者投票(郵便等による不在者投票)を除くでも行うことができます。